

飯豊町物価高騰対策支援商品券配布のお知らせ

長引く物価高騰の影響により、町民の消費の低迷、企業等の経営状況の悪化が予測されています。町内消費の促進及び町内企業等の経営の間接的支援を図ることを目的として、町民の方に、飯豊町商工会加盟店舗で利用できる商品券の支給事業を行います。

○商品券の見本



○商品券の支給額

対象者 1 人につき 5,000 円分(1,000 円×5枚)

○商品券の利用期間

令和6年3月15日(金)から令和6年8月31日(土)まで

○使用上の注意点

- ① 商品券は、飯豊町商工会加盟店のみで利用いただけます。
- ② 利用期間の前及び利用期間を過ぎた商品券は、いかなる理由でも使用することはできません。
- ③ 1,000 円未満のお買い物の会計で商品券を利用した場合、釣り銭はできません。
- ④ 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができません。
- ⑤ 商品券は、以下のものには利用できません。
 - ・不動産
 - ・金融商品
 - ・たばこ
 - ・商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ・国税や地方税、使用料などの公租公課

◆問合せ先／飯豊町役場商工観光課産業連携室 電話:0238-87-0569(直通)